

令和4年度
国の施策・予算に対する要望
(新型コロナウイルス関連)

令和3年11月



さいたま市政の推進につきましては、平素から格別の御高配、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、本市では、感染拡大防止対策や医療提供体制の充実、不要不急の外出自粛要請等に伴う市民生活や経済活動への影響の最小限化、新しい生活様式の実践に、国や県、医療機関等と連携を図りながら、全庁を挙げて取り組んでまいりました。

本市の新規陽性者数は、8月下旬から減少に転じ、低い水準を維持していますが、感染状況が落ち着いている今のうちに、第5波までの対応の検証を行いつつ、第6波に備えた保健医療体制の一層の強化、12月から開始を予定しているワクチンの3回目接種の確実な実施、地域経済の回復等にしっかり取り組んでいく必要があると考えております。

本市では、新型コロナウイルス対策のために数次の補正予算を編成し、対応を図っているところですが、国の緊急経済対策に基づく支援を受けてもなお、多額の財政支出を伴っており、令和4年度以降の予算編成に向けて危機的な状況であることから、これまで行ってきた多種多様な行政サービスを今後維持していくことが困難になることが予想されます。

本要望書は、今後に向けて、新型コロナウイルス等に係る本市の様々な取組を進めるに当たり、国において制度及び予算などについて、御検討いただきたい主な事項を取りまとめております。

つきましては、これまで国が講じてきた緊急経済対策の影響もあり、大変厳しい財政状況にあることは承知しておりますが、今後の施策の展開に当たり、本市の要望実現に向けて、御高配を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年11月

さいたま市長 清水 勇人

1 3回目接種に向けた新型コロナウイルスワクチンの確保と円滑な接種への支援

(要望先：厚生労働省)

3回目のワクチン接種を速やかに実施できるよう接種体制づくりを進めるとともに、先の見通しが立てられるよう、ワクチン供給の見通しも含めた中長期的な接種に係るスケジュールについて速やかに情報提供を行うこと。

また、交互接種の扱いについて詳細を示すとともに、武田／モデルナ社ワクチンを2回接種した市民が確実に追加接種を受けられるよう、職域接種及び自衛隊大規模接種センターの継続・充実を図ること。

さらに、ワクチン及び必要な資器材について、速やかに供給するとともに、必要となる経費については、接種事務に携わる職員人件費も含め、地方自治体の負担が生じないように、全額国費による財政措置を講ずること。

2 再度の感染拡大に備えた保健医療体制の整備

感染状況が落ち着いているこの間において、これまで国が講じてきた対策の検証を行いつつ、第6波や新興・再興感染症に備えた保健医療体制を一層強化するため、以下の支援策を講じること。

(1) 保健所等の体制強化（要望先：厚生労働省）

本市では、新型コロナウイルス感染拡大遷延に伴い、保健所の体制強化のため、令和3年4月1日付で、保健師を含む職員47名を異動等により増員したほか、状況に応じて全庁的な応援体制を組んでいる。ワクチン対策を含め、陽性患者の積極的疫学調査や自宅療養者の健康観察等に適切に対応すべく、適宜、電話回線や通信機器の整備も行っている。しかしながら、感染拡大には波があり、また、今般は、災害級ともいわれる蔓延状況も経験しているところである。今後も、新型コロナウイルス感染症関連業務だけでなく、様々な健康危機事案へ迅速かつ適切に対応していくため、保健所の更なる体制の充実が必要であることから、下記のとおり要望するものである。

- ① 健康危機事案への迅速かつ的確な対応、他の行政サービスの継続実施、保健所職員の負担軽減のためには、中長期的な観点のもと、恒常的に保健所の人員体制を強化する必要があることから、今後の新興・再興感染症対策を踏まえ、行政職を含む保健所の適正な人員配置指針を示した上で、医師、保健師等の専門人材の確保・育成対策や体制整備のためのさらなる支援及び財政措置を講ずること。
- ② 保健所における危機事案発生時の備品・資機材等の確保のほか、体制の整

備・強化に伴い生じる施設管理経費等の超過分、関連した突発的（簡易）な施設改修等においても、必要な財政措置を講じるとともに、手続き等の簡素化・交付処理等の迅速化も講じること。

- ③ 新型コロナウイルス感染症に限らず、様々な感染症対策において即戦力となる医療職の派遣調整が速やかにできるよう IHEATの充実を図ること。
- ④ 地方衛生研究所は、試験検査や公衆衛生情報の収集・解析・提供等、本市の感染症対策に欠かせない重要な役割を担っている。今般の新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、今後の地方衛生研究所の体制強化を図るため、地方衛生研究所の法的な位置付けを明確にするとともに、施設、設備 及び検査機器の整備・更新並びに専門人材の確保・育成のための支援及び財政措置を講ずること。

（２）医療機関に対する支援（要望先：厚生労働省）

地域の医療提供体制は、新型コロナウイルス陽性患者や疑い患者を受け入れている医療機関はもちろん、様々な医療機関が連携し、役割を分担することで維持されているところ、現在、多くの医療機関が経営に多大な影響を受けていることから、経営の安定化のため、必要な財政支援を行うこと。特に、救急医療の機能低下は、地域の医療提供体制に多大な影響を及ぼすことから、継続的な救急医療の提供のため、地域の救急医療を担う医療機関に対し、必要な財政支援を講ずること。また、在宅医療を担う医療機関や医療従事者に対し、必要な財政支援を講ずること。

3 雇用の維持と経済活性化

約半年に及ぶ緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により、危機的状況に陥っている地域経済を一刻も早く回復させるとともに、新たな挑戦を通じて成長・飛躍を目指す事業者を後押しするため、以下の支援策を講じること。また、第6波等に備え、これまで講じた支援策についても検証し、充実させること。

（１）アフターコロナ時代を見据えた支援（要望先：経済産業省（中小企業庁））

ウィズコロナ、アフターコロナ時代を見据え、新型コロナウイルス感染症の再拡大等の危難時に対するレジリエンス強化や国際的に低位にある生産性の向上は喫緊の課題であり、事業再構築や新たな生活様式に対応すべく、積極的な投資を行う事業者に対する重点的な支援を行うこと。

特に、企業のDX推進支援については、ITインフラへの投資促進など、新分野展開や事業転換、生産性の向上・働き方改革の推進に取り組む企業を強く後押しする支援策の創設や拡充を行うこと。あわせて、DXトッパーランナーや大企業

に対する支援は国や県で実施し、中小零細企業に対する支援は市町村で実施する等、社会全体のDXを効率的に支援できるよう、国、都道府県及び市町村の役割分担の大枠を検討し、都道府県及び市町村へ示すこと。

(2) 中小企業・小規模事業者等への継続的な支援

(要望先：経済産業省（中小企業庁）)

①継続的な資金面での支援

中小企業・小規模事業者に対する継続した資金繰り対策、各種給付金・助成金、家賃の負担軽減支援など、既存支援策の期間延長、要件緩和、再給付も含め支援策をより一層充実・強化すること。

特に、資金繰り支援については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長引いている現状を踏まえ、中小企業などに限られている融資の制度を中堅企業も受けられるようにするとともに、公益法人等の法人形態も対象となるよう、信用保証制度を改正すること。また、既往債務の返済猶予等について、事業者の実情に応じた最大限柔軟な対応を徹底するとともに、条件変更に伴う追加信用保証料に対する補助を実施し、事業者の負担軽減を図ること。

②制度周知、申請支援

併せて、これら支援策の活用を働きかけるための周知・広報や申請サポート体制整備、申請簡素化、交付状況の開示、手続きが不慣れな事業者に対する専門家の支援等の制度の充実を図るなど、迅速で実効的な支給につなげること。

③営業時間の短縮要請に係る給付金等の支援

また、今後、緊急事態宣言等が適用となる場合には、幅広い事業者が影響を受けることから、業種を限定せず幅広く給付金等を支給するとともに、売上減少要件(50%以上)も緩和すること。なお、金額については、事業継続や雇用維持を図れるよう個々の事業者の状況に応じた適切な額とすること。

(3) 劣後ローンの制度化 (要望先：経済産業省（中小企業庁）)

「劣後ローン」については、その特性から市の制度融資における導入を検討しているが、他方で、劣後ローンは長期間返済不要（期限到達時の一括返済が原則のため、元本が減らない）、破綻時の劣後性（求償しても費用弁済の可能性が限りなく低い）といった特性上、信用保証協会の保証付き融資としての実行が困難である。市と地域金融機関が連携し、日常より取引のある地域金融機関を窓口とした信用保証付き融資とすることで、事業者は長期的に安定した資金調達に基づく計画的な経営改善や事業再生、事業転換支援等を地域金融機関から継続して受け

ることが可能となるため、国において信用保証協会による保証付き融資における「劣後ローン」を制度化するとともに、破綻時における国からの保険料を通常の制度融資よりも手厚くすること。

(4) 文化芸術に対する支援（要望先：文部科学省（文化庁））

地方自治体が実施する地域の実情に見合った効果的な支援策に対し、必要な財政措置を行うこと。

また、文化芸術活動の実態や関係者等の意向を的確に把握し、アーティストや文化芸術活動団体等の安定的な活動の促進に向けた継続的・中長期的なサポートを行うこと。

4 ウィズコロナにおける多様な教育機会の確保

児童・生徒が安心して学べる環境を整備し、これまでの対面授業とデジタルのベストミックスを図りながら個別最適な学びと協働的な学びを推進するため、以下の支援策を講じること。

(1) ICT環境整備への継続的な支援（要望先：文部科学省）

教育機会の確保については、再度の感染拡大に伴う臨時休業等も想定し、全ての児童生徒の教育機会の確保のため、「1人1台端末」の環境維持に必要な児童生徒増及び学級増に対応できる情報機器等の調達・運用・更新に係る費用及び家庭学習のための通信機器整備支援等に係る費用について、継続的かつ十分な財政措置を行うこと。

また、児童生徒の「1人1台端末」の整備に伴い、教師の1人1台端末や効果的なICT環境の整備も必要となることから、教師用コンピュータの整備等に係る費用のほか、大型提示装置や実物投影機についても、国庫補助の対象とすること。

(2) 学校職員の負担軽減（要望先：文部科学省）

新型コロナウイルス感染症対策の強化を図ることで純増する学校職員の負担軽減については、教員の業務支援を行う教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の増員を図るための財政措置を行うこと。

(3) 学校における衛生用品の配備（要望先：文部科学省）

今後も引き続き、学校における基本的な感染防止策を徹底していく観点から、衛生用品等の配備への財政的支援を継続すること。

5 地方自治体の財政に対する支援（要望先：総務省、内閣府）

新型コロナウイルス感染症により、これまで全国的に緊急事態宣言等が発令され、市民生活や地域経済へ大きな影響をおよぼし、地方財政を取り巻く環境は引き続き厳しいものとなっている。

現在、新型コロナウイルス感染者数は減少しているが、今冬にも予想される「第6波」の感染の波を見据えて地方自治体は、市民生活や地域経済を維持するための対策に備える必要がある。

このため、令和4年度以降も新型コロナウイルス感染症拡大防止策や経済対策等を実施できるよう「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の継続交付を行う等により地方自治体の財政運営に支障をきたさないよう必要な財政措置を行うこと。

なお、地方創生臨時交付金の算定にあたっては、財政力指数にかかわらず、大都市特有・地域固有の実情に応じて必要な額を確保できるような算定への配慮を行うこと。

また、アフターコロナにおいては、保健所の体制強化や、各種デジタル化に伴う運用経費をはじめ、新型コロナウイルス感染症拡大を契機として経常的に見込まれる財政需要についても、地方財政計画に適切に反映し、必要な財政措置を行うこと。

【参考】要望項目及び要望先一覧

1 3回目接種に向けた新型コロナウイルスワクチンの確保と円滑な接種への支援		
	3回目接種に向けた新型コロナウイルスワクチンの確保と円滑な接種への支援	厚生労働省
2 再度の感染拡大に備えた保健医療体制の整備		
(1)	保健所等の体制強化	厚生労働省
(2)	医療機関に対する支援	厚生労働省
3 雇用の維持と経済活性化		
(1)	アフターコロナ時代を見据えた支援	経済産業省（中小企業庁）
(2)	中小企業・小規模事業者等への継続的な支援	経済産業省（中小企業庁）
(3)	劣後ローンの制度化	経済産業省（中小企業庁）
(4)	文化芸術に対する支援	文部科学省（文化庁）
4 ウィズコロナにおける多様な教育機会の確保		
(1)	I C T環境整備への継続的な支援	文部科学省
(2)	学校職員の負担軽減	文部科学省
(3)	学校における衛生用品の配備	文部科学省
5 地方自治体の財政に対する支援		
	地方自治体の財政に対する支援	総務省 内閣府